議案第21号

スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成29年2月15日

提出者 墨田区長 山 本 亨

スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例

スポーツプラザ梅若条例(平成11年墨田区条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「墨田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「区長」 に改める。

第3条第4号、第4条第1項ただし書、第5条ただし書、第6条第1項及び第8条 第2項中「教育委員会」を「区長」に改める。

第9条中「墨田区教育委員会規則」を「墨田区規則」に改める。

第12条、第17条から第21条まで、第23条及び第26条中「教育委員会」を「区長」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のスポーツプラザ梅若条例の規定により墨田区教育委員会が行った処分その他の行為又は同日前に墨田区教育委員会に対してされた申請その他の行為は、同日以後においては、それぞれこの条例による改正後のスポーツプラザ梅若条例の規定により区長が行った処分その他の行為又は区長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

本年4月1日付け組織改正によりスポーツプラザ梅若の管理、運営等について区長部局で行うことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。